

令和 7 年第二回八丈町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 7 年 6 月 1 1 日（水曜日）午前 9 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 3 9 号 令和 7 年度八丈町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 議案第 4 0 号 令和 7 年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 議案第 4 1 号 令和 7 年度八丈町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 議案第 4 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例
- 第 6 議案第 4 3 号 神湊漁港漁港区域内の公有水面埋立てについて
- 第 7 議案第 4 4 号 消防ポンプ自動車購入契約
- 第 8 議案第 4 5 号 令和 7 年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅲ期請負契約
- 第 9 議案第 4 6 号 令和 7 年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約
- 第 1 0 議案第 4 7 号 担い手育成研修センター作業棟（管理エリア）建設工事請負契約
- 第 1 1 報告第 5 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 第 1 2 発議第 7 号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦
について
- 第 1 3 承認第 1 1 号 議員の派遣承認について（東京都道路整備事業推進大会）
- 第 1 4 総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 1 5 経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 1 6 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 1 7 議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（12名）

1 番	真 田 幸 久 君	2 番	浅 沼 隆 章 君
3 番	奥 山 幸 子 君	4 番	浅 沼 清 孝 君
5 番	山 下 則 子 君	6 番	金 川 孝 幸 君

7 番	沖 山 昇 君	8 番	岩 崎 由 美 君
9 番	浅 沼 碧 海 君	1 0 番	山 下 巧 君
1 1 番	浅 沼 憲 春 君	1 2 番	山 本 忠 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 下 奉 也 君	副 町 長	山 越 整 君
公営企業 管 理 者	奥 山 勉 君	教 育 長	大 澤 道 明 君
企 画 財 政 課 長	金 川 智 亜 樹 君	総 務 課 長	高 野 秀 男 君
税 務 課 長	山 下 進 君	住 民 課 長	小 野 高 志 君
福 祉 健 康 課 長	菅 原 宏 幸 君	建 設 課 長	櫻 庭 郁 也 君
産 業 観 光 課 長	大 澤 知 史 君	企 業 課 長	菊 池 拓 君
企 業 課 幹 主	岡 野 豊 広 君	教 育 課 長	田 村 久 美 君
消 防 長	堀 本 敏 彦 君	病 務 院 長 事 務 補 佐 企 業 財 政 課 長 財 政 係	菊 池 裕 介 君
代 表 員 監 査 委 員	鍵 山 卓 史 君	住 民 課 長 住 民 課 長 医 療 係	佐々木 奏 君
福 祉 健 康 高 齢 福 祉 係 長	菊 池 泰 君		米 田 真 理 君
産 業 観 光 産 業 係 長	廣 瀬 悠 志 君		

事務局職員出席者

事務局長	高 橋 太 志 君	書 記	浅 沼 紀 子 君
書 記	西 條 愛 莉 君	書 記 (録音)	明 石 丈 君

◎開議の宣告

○議長（山本忠志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第二回八丈町議会定例会2日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程は配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に8番、9番議員を指名いたします。

◎発言の訂正

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2に入る前に、企画財政課長より昨日の議案の訂正の申出がございました。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 皆さん、おはようございます。

すみません、先日やりました報告第3号の令和6年度八丈町一般会計の継続費繰越額の報告についての部分で、継続費の総額に誤りがあったので訂正させていただきます。

正誤表をお配りしているかとは思いますが、誤りが先日継続費の総額の部分を3億6,078万円と書類を作っていたんですけれども、正式には3億8,205万6,000円となります。正しくは3億8,205万6,000円となりますので、訂正させていただきたいと思います。この金額が一般会計補正予算の継続費の補正の部分、第2表の部分の補正前の総額と合致するといった数字になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、議案第39号 令和7年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） それでは、書類番号12番をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第39号 令和7年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

令和7年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,742万5,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（菅原宏幸君） はい。

令和7年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款2項国庫補助金49万5,000円の増。算定に係る年金基準額80万から80万9,000円の変更に伴う介護保険システム改修委託料に伴う補助金でございます。国2分の1となっております。

8款1項一般会計繰入金49万5,000円の増。先ほどと同様で、委託料に一般会計からの繰入金を増額するものです。

以上、補正前10億6,643万5,000円、補正額99万円の増、合計10億6,742万5,000円となります。

下の5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項総務管理費99万円の増。先ほどの介護システムの改修委託料の増でございます。

以上、補正前10億6,643万5,000円、補正額99万円の増、合計10億6,742万5,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

3 番。

- 3 番（奥山幸子君） 直接数字に関わらないことで恐縮なんですけれども、初任者研修のことで伺います。

今年度4月1日から令和8年3月31日まで、初任者研修の募集をしていると思います。島外に行っていただくということですよ、今回は。交通費、宿泊費、受講料の2分の1の補助があるということなんですけれども、この島外の研修期間というか日数はどれくらいですか。

- 議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

- 福祉健康課長（菅原宏幸君） すみません、ちょっと調べますので、期間ですよ。

（奥山議員「期間」の声あり）

- 福祉健康課長（菅原宏幸君） 2週間程度だそうです。

その内訳ですけれども、往復交通費と宿泊費、研修料18万のうちの2分の1ということで、9万円で10人分となっております。

- 議長（山本忠志君） 3 番。

- 3 番（奥山幸子君） これまで島内で受けていた研修が島外になるということで、しかも期間が2週間って長いですよ。そうすると、応募しようと思う方が子育て中だったり、結構負担が大きくなると思うんですよ。

どうしてこういう仕組みになったのか、ちょっと経緯は分からないんですけれども、介護保険の運営協議会でちょっと話が出て、島同士で連携して島に出張してきてくださって、講師がね。そこで研修が受けられる仕組みもあるという話を伺ったんですけれども、そういうお話はありますか。

- 議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

- 福祉健康課長（菅原宏幸君） そういうお話は、以前私が15年以上前のときは、講師を招いて保健福祉センターでやった経緯はございますけれども、今現在は……、議長、すみません、じゃ、係長を。

- 議長（山本忠志君） 係長、どうぞ。

- 福祉健康課高齢福祉係長（菊池 泰君） 高齢福祉係長の菊池と申します。

お話のあった島内での研修については、現在東京都の主催という形で進められるように、

東京都の担当のほうで今入札というんですか、実施に向けた調整をしてもらっています。八丈は手を挙げているので、もちろん八丈の分もそこに入っているんですけども、まだ契約自体は済んでいないので、実施に至るかどうかというのはまだ確定ではないです。ですけども、実施に向けた調整は行っています。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） そうすると、今年度に実現する可能性はゼロではないということですよ。結構可能性があるというふうに思っていますかね。

○議長（山本忠志君） 係長。

○福祉健康課高齢福祉係長（菊池 泰君） 秋口、実施するのに会場の設定とか備品の調整とかというのがあって、国にここでやりますよという申請をしてから大体3か月から4か月かかりますので、今すぐにできたとしても10月とか、早くても11月ぐらいにスタートできるんじゃないかなというところと、あとは参加する方たちが1人、2人では研修が実施できない、グループワークとかもあるので、ちょっとその人数では難しいですよというふうに言われているので、少なくとも5名とか6名、5名程度から10名、2グループとかという形での実施ができないと、ちょっと現実としては難しいのかなというところが出てきてしまうと思います。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） ただでさえ2週間島外で受けるというのは、物すごくハードルが高いと思うんですよ。その間、お子さんがいたら一緒に行くのか、どなたかにお預けになるのか、その辺もすごく考えてさしあげないといけないと思いますし、そうすると、じゃ、ちょっと今回は見合わせようかなという方も出てくると思うんですよ。

だけれども、今言ったような出張で研修できるということであれば、じゃ、受けてみようかなという方も出てくると思うんですよ。その辺はもし決まったら、そういう可能性もありますよということを応募する方に事前にぜひお知らせして、5人から10人とおっしゃっているんで、そういうことをお伝えすれば、そういう方も5人なり10人なり出てくるかもしれませんので、そういう方向で説明を町のほうからしていただきたいと思います。

ただでさえ人材不足でヘルパーさんを必要としているのに、これでちょっと控えるような方が出てきたらもったいないと思うんですよ。その辺、町のご努力で人数を集めるような形で進めていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 係長、何かコメントはございますか。

○福祉健康課高齢福祉係長（菊池 泰君） 現時点では、島の各介護関係の事業所さんには、そういった予定が今後ありますよという話はさせていただいていて、広報では東京都主催の分についてはまだ本決まりしていないので、お知らせはできていないんですけれども、町でやっている補助の分については広報のほうには出させていただいています。今後も決まり次第お知らせはしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（奥山議員「お願いします」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません、関連なんですけれども、以前直接課長のほうにお伺いしたことがあったんですけれども、開催要件がかなり八丈でやるには厳しいという話をその時点では伺っていましたが、依然としてその開催要件が変わっていないのか、開催要件が例えば先ほどお話があったように最低何人とか、あと設備等もあったかのように伺っていますので、そのあたりをきちんと要件がこうですと、それに対してここまで集まれば開催できるということで各介護施設のほうに働きかけて、どうにか人数をそろえるといったような形を踏んでいただきたいんですけれども、そのあたりの見通しというのはいかがなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 係長でいいですか。お願いします。

○福祉健康課高齢福祉係長（菊池 泰君） 東京都のほうから会場の要件と、あと設備、備品関係のリストも今来ています。そのリストの中で、島内やっぱり向こうから持ってくるのにちょっと大きなもの、ベッドとかという関係の大きなものは島内で準備できませんか、会場については1人当たり何平米必要なので、このくらいの会場、10人だったらこのくらいというのは準備できますかという問合せが来ていて、それについては、会場の広さについては保健センターだったりとか商工会の研修室ぐらいの大きさ、普通の会議室程度があればできると思っていますので、そこはクリアできるかなと思います。あとは、備品関係がきちんと準備できて、使用期間中、2週間とか3週間という間を準備できれば、クリアできるんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（山本忠志君） 1 番、よろしいですか。

○1 番（真田幸久君） はい。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第39号 令和7年度八丈町介護保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、議案第40号 令和7年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） おはようございます。

それでは、データ番号13番をお願いいたします。データ番号13番、3枚目の1ページをお願いいたします。

議案第40号 令和7年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和7年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ47万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,693万3,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（小野高志君） はい。

令和7年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

では、データ6枚目の4ページをお願いいたします。

歳入について説明をいたします。

4款1項他会計繰入金47万4,000円の増。これは職員給与費等の不足分に対する一般会計からの繰入金でございます。

以上、歳入合計、補正前 2 億5,645万9,000円、補正額47万4,000円の増、合計 2 億5,693万3,000円となります。

続きまして、下の 5 ページをお願いいたします。

歳出について説明をいたします。

1 款 1 項総務管理費47万4,000円の増。一般管理費における職員手当の不足分に対する増額でございます。後期高齢特別会計では、職員 1 名分のみの人件費を計上しておりまして、今回は扶養手当分の追加となります。

以上、歳出合計、補正前 2 億5,645万9,000円、補正額47万4,000円の増、合計 2 億5,693万3,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第 3、議案第40号 令和 7 年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第 4、議案第41号 令和 7 年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） データ番号は14番をお願いします。

ページは水－１ページをお願いいたします。

議案第41号 令和７年度八丈町水道事業会計補正予算（第１号）。

総則、第１条、令和７年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課主幹（岡野豊広君） はい。

次のページをお願いします。

令和７年６月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

水－７ページをお願いします。

令和７年度補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出。

収入。

１款水道事業収益、１項営業収益6,000万円の減。水道料金の減です。

２項営業外収益6,000万円の増。一般会計補助金の増です。

この収入２件の補正については、昨日一般会計でも説明のありましたように７月、８月利用分、８月、９月請求分になるんですけれども、こちらの水道料金を全額無料としまして、代わりに一般会計から補助金を収入するという補正になります。

なお、補助金のうち、主に一般家庭が使用する小口径、今回は20ミリ以下とさせていただきますが、こちらに関しては、島内に水道メーターはおおよそ約6,000件弱あるんですけれども、そのうち5,500件、金額としましては、この6,000万のうち約3,500万円が小口径の分というふうな形を想定しております。

続いて支出です。

１款水道事業費用、２項営業外費用303万4,000円の減。消費税納付額の減です。

続いて、資本的収入及び支出。

支出。

１款資本的支出、１項建設改良費4,510万円の増。工事請負費の増です。

内訳としましては、備考欄に記載している３つの工事に関する内容になるんですけれども、配水管等布設工事3,300万円の増。こちらは工事内容の追加、物価高騰の増、また当初予算積算誤りによる増ということで、大幅な増額となっております。続いて、鴨川導水管更新工事、こちらは主に物価高騰による増、それと水道施設機器更新工事660万は、大賀郷浄水場の機器が故障してしまったので、更新工事費用を新たに予算措置するものというふうになっ

ております。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 7 ページの資本金収入及び支出の支出のご説明の中で、配水管等布設工事の増額に当たって工事内容の変更ということがございましたけれども、具体的にこれは何を変更されたのか教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） 配水管等布設工事は、これは老朽管の更新工事ですけれども、こちらに関して老朽管の工事の規模自体は変わっておりませんで、老朽管を更新するための工事をしやすくするために、周りの例えばバイパス管の設置、空気弁の追加、それと不要となった給水管の撤去などといった形の附帯の工事、併せて実施したほうがスムーズにできるという内容の工事を追加したというふうになります。

○議長（山本忠志君） 1 番、よろしいですか。

○1 番（真田幸久君） はい。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第41号 令和7年度八丈町水道事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、データ番号15をお願いします。

議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈町文化財保護条例の一部改正に伴い、委員の名称を改正する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「文化財専門委員」を「文化財保護審議会委員」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

3番。

○3番（奥山幸子君） 文化財専門委員を保護審議会委員に改めた理由は、名称を変える理由を教えてください。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今回の条例改正につきましては、3月議会のほうで八丈町文化財保護条例の一部を改正しております。その際に、条例の中にあります文化財保護専門委員の名称を文化財保護審議会というふうな名称で条例のほうも改正しておりますので、それに合わせて条例を改正するものでございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

（奥山議員「いや、分らないです」の声あり）

○議長（山本忠志君） じゃ、教育課長。

○教育課長（田村久美君） 昨年度の末に条例を改正したんですけれども、この専門委員から審議会になったというのは、もともと親法のほうでも専門委員という名称は使っていないくて、保護審議会ということになっているので、そちらの大本の国の法律だったり、東京都の条例であつたりというところに沿った形で名称を変更いたしました。

（奥山議員「はい、わかりました」の声あり）

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質問はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、議案第43号 神湊漁港漁港区域内の公有水面埋立てについてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の16をお願いいたします。

議案第43号 神湊漁港漁港区域内の公有水面埋立てについて。

上記議案を提出する。

令和7年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

東京都八丈島八丈町三根地先神湊漁港漁港区域内公有水面埋立免許の出願に係る意見については、異議のない旨、神湊漁港漁港管理者東京都知事に答申したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

神湊漁港漁港区域内の公有水面埋立てについてということで、こちらは東京都より意見を求められましたので、異議のない旨として回答したいと考えているところです。

埋立計画の概要について説明させていただきますので、次のページをお願いいたします。

今回の埋立計画は、大型漁船が係留可能である十分な水深と静穏度を確保するためのものとなります。右側の写真にあります白色でマーキングしている部分となりますが、既設のマイナス3.0メートルの岸壁をマイナス4.5メートル岸壁に改修する際、既設岸壁直下を掘り下げるとは岸壁基礎が崩壊するおそれがあるため、岸壁を前出しし埋立てするものとなります。

工事期間につきましては、下の整備スケジュールをご覧ください。こちらは、本会議を通りましたら今年度内から入ります。令和9年度までの24か月を予定しております。

なお、こちらの計画につきましては、漁業協同組合さんから既に同意をいただいているということです、この場で申し添えさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（岩崎由美君） 漁協さんのほうからは許可というところで、皆さんご存じのとおり、神湊のこの左下の部分はダイビング事業者が結構使うところなんですね。この工期を見ると、結構24か月で長いんですけども、当然ここは講習をしたり台風が近づくようなときによく利用されています。工事をするということで、ダイビング事業者協会さん等のほうと話し合いとか説明、そういうのは行われたんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちらは東京都の事業となりますので、うちのほうから東京都のほうに、今ありました意見は伝えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ます。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） ダイビング事業者の方のメーリングリストか何かで、結構どうなんだろうねというふうに話題になって心配する声もあったので、その辺は東京都さんのほうへぜひお伝えいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 5 番。

○5 番（山下則子君） すみません、前に出すということなんですけれども、どれくらいというか何センチというんですか、出す予定なんですか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちらは、全てのこの写真にあります埋立てをすると、埋立面積の平米数でいうと260平米になります、が埋立て面積となっている計画となります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。今面積に関する質問でしたか。

（山下（則）議員「違います」の声あり）

○議長（山本忠志君） ちょっと何か……

（山下（則）議員「どれくらい出すのかなと思って聞いたんですけれども」の声あり）

○議長（山本忠志君） どのくらい出すのか。面積で答えるしかないですね。

じゃ、その件は終わります。

2 番、いきましょう。

○2 番（浅沼隆章君） こちらの岸壁を前出しして、大型船が入る計画をという今お話がありました、これは多分東京都の事業のやりやすい形を取るためにというところもあるんだろうとは思いますが、今後これを造った後の利用が東京都のほうからもう示されていて、例えば先ほどダイビング事業者さんの話もありましたけれども、そこが使えなくなるとか、そういう可能性もあるのか、もし分かれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちらは神湊漁港というのが、八丈島近海が日本有数の漁場であるということで、遠くは九州の宮崎のほうからも漁に来るといったことになっています。

もちろん、この神湊漁港というのが八丈島における漁業の生産拠点であるとともに、もう一つ、排他的経済海域においての漁をするときに、他県船の漁船のまた避難港としての役割

も同時に備えているので、今現在、状況として漁船が結構大型化しているということで、避難港としての受入れをいち早くここできるといったことの整備になりますので、年がら年中ここに上がろうとなっているということではなく、そういったものに対応できるといったことなので、多分緊急的な使用が多いのかなと思いますので、その辺のところは一度またこの意見を東京都のほうに伝えて、皆さんが分かりやすいようにということで伝えさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 2 番。

○2 番（浅沼隆章君） ぜひよろしくお願いします。

それで、八丈町のほうとしてですけれども、海面利用協議会があると思います。そちらのほうで、漁師の皆さんもそうですけれども、その海面を利用する利用者さんとの意見交換の場にもなっていると思いますので、そちらのほうでもできればこのお話をさせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 財政課長、その辺の話はしていますか。そちらでありますか。

課長、お願いします。

○産業観光課長（大澤知史君） 海面利用協議会は産観の問題ですので、今の話はしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第43号 神湊漁港漁港区域内の公有水面埋立てについては原案どおり可決いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、議案第44号 消防ポンプ自動車購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の17をお願いします。

議案第44号 消防ポンプ自動車購入契約。

上記議案を提出する。

令和7年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

消防ポンプ自動車購入契約。

消防ポンプ自動車購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。

1、購入の目的。

配備から15年経過し、老朽化が著しい消防本部のポンプ車を更新することにより、災害活動の迅速・円滑化を図り、町民の安心・安全に資することを目的とする。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

5,328万630円。

4、契約の相手方。

東京都八丈島八丈町三根352番地1、株式会社赤松自動車工場、代表取締役、赤松正吉。

5の支出科目については省略いたします。

こちらは、納期については令和8年3月14日となります。

内容につきましては、消防長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、消防長。

○消防長（堀本敏彦君） おはようございます。

それでは、説明のほうに入ります。

まず、添付の図面ですが、更新予定のCD-I型のポンプ自動車になります。車両重量は

7.5トン未満の中型車両で、総排気量は4,000 c c のディーゼルエンジン、悪路にも対応できるフルタイム4WDの仕様となっております。

町消防本部では、火災対応と救助活動をこの1台の車両で行うため、一般的なポンプ車より資機材の収納スペースを多く確保しています。今回の車両では、運転席のキャビンをハイルーフ型にすることで車内の収容量も増やしています。

そのほか、一人でも容易にホースの延長ができる電動アシストつきホースカーや、車両上部には夜間活動を安全に行うための高輝度サーチライト、建物の3階まで延長できる軽量のチタン製3連ばしごなども積載しています。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

6番。

○6番（金川孝幸君） 毎年のようにポンプ車を購入されているんですけども、これは15年経過しているということなんですが、ほかの車両もやはり相当古い車両が多いということなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 消防長。

○消防長（堀本敏彦君） 車両の耐用年数について、ちょうど四、五年ほど前に消防のほうでちょっと定めようということで、その際メーカーのほうに確認と、あとほかの自治体にも確認を取ったんですが、ほかの自治体の規定とか規則のほうではまちまちで、ちょっと定まっていなくて、メーカーのほうで艀装メーカー、部品のストックが大体17年ぐらいが限界だということで、町の消防本部ではこの17年ぐらいを目処に早めたり遅めたり、車両の状況を見ながら、ちょうど消防団の車両も含めて15年、古いものだと18年とかがたっているものもありますので、年次計画のほうに上げて計画的に更新を図っているところでございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 参考までに教えてください。こういった特別な車両を購入する際は、契約というか契約が終わってから車を組み立てるというか、造るわけですね。その期間ってどのぐらいかかるんですか。

○議長（山本忠志君） 消防長。

○消防長（堀本敏彦君） 契約を終えてから車両の製作に入ります。ただ、メーカーのほうにはある程度打診してあって、車両の車種の準備とかがありますので、今回の車両は一応完成が来年の8年3月14日になっています。ある程度やはり製作に時間がかかるものでございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

8番、どうぞ。

○8番（岩崎由美君） ほかの昨日やった審議の中で、海上不良により納期が遅れたというか無理だったという話があったので、3月とか2月とかって結構ほら、海が時化するじゃないですか。そのタイミングを見計らってお願いするようにしていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 消防長。

○消防長（堀本敏彦君） 海上の状況とかを見ながら、不備のないよう海上輸送のほうを行うようにいたします。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

7番。

○7番（沖山 昇君） これは、車重といたしますか重さは7.5トンというふうにあったと思うんですけども、これって多分大型になると思うんですが、本部に置く車両ですよ。

（消防長「そうです」の声あり）

○7番（沖山 昇君） そうですよ。運転するのに、結局は普通免許では運転できないところなんです、結構大型を持っている方は多いんでしょうか、職員で。

○議長（山本忠志君） 消防長。

○消防長（堀本敏彦君） こちらの車両ですが、7.5トン未満の中型車両になります。本部の職員は、空港の大型化学車の運用もありますので、大型免許のほうを取っておりまして、若い職員はまだ数名取っていない職員がいるんですが、ほぼほぼ運転免許のほうは大丈夫でございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 7番、よろしいですか。どうぞ。

○7番（沖山 昇君） ありがとうございます。どんどん大型は取っていただいて、誰でも運転できるようにしていただければと思いますが、もう一点、実は以前に新車を購入して入替

えをした場合、前の古いやつを公売にたしか出していたと思うんですが、今回はどうされるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 消防長。

○消防長（堀本敏彦君） 消防団の車両は、おっしゃるとおり公売のほうにかけております。

これからちょっと企画財政課のほうと相談しながら、そこは進めたいと思いますが、現在の車両は大分傷みが激しくて、ちょっと大丈夫なのかなという心配もございますが、企画財政課のほうと相談しながら、そこは進めたいと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第44号 消防ポンプ自動車購入契約は原案どおり可決いたしました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、議案第45号 令和7年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅲ期請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の18をお願いいたします。

議案第45号 令和7年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅲ期請負契約。

上記議案を提出する。

令和7年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

令和7年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅲ期請負契約。

令和7年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅲ期施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的。

令和7年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅲ期。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

8,866万円。

4、契約の相手方。

東京都八丈島八丈町大賀郷2989番地8、国司建設株式会社、代表取締役、鈴木國司。

5の支出科目については省略いたします。

こちらは、工期につきましては令和8年3月23日となります。

内容については、産業観光課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） おはようございます。

それでは、次のページをお願いします。

こちらの工事に関しましては、令和5年から8年度の4か年計画となり、その3期目となります。

工事内容といたしまして、ピンク色に塗られているこちらの農道及び水路の管理道、あと水路の延長が中心となります。道路の施工延長が106.9メートルで、コンクリートの舗装となります。水路の延長は57.7メートルで、このU型のフリューム、1メートル掛ける1メートルの設置となります。また、既設の水路の撤去、あと周りの樹木の伐採等も行います。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

9 番。

○9 番（浅沼碧海君） ごめんなさい、質問ではないんですけども、工事施工範囲ってどこになりますか。ちょっとこの図面を見ていると僕は分からなくて、このオレンジの範囲全部じゃないですよ、全然。自分のタブレットに出ていないのか。ごめんなさい。僕が分かっているで、すみませんでした。何でだろう。

○議長（山本忠志君） 分かりましたか。

○9 番（浅沼碧海君） はい。取りあえず僕は。

○議長（山本忠志君） 端末の不具合ですか。もし分からなかったら、後で聞いてください。

○9 番（浅沼碧海君） 多分大丈夫だと思います。失礼しました。

○議長（山本忠志君） 大丈夫ですか。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ないものと認め、日程第8、議案第45号 令和7年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅲ期請負契約は原案どおり可決いたしました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第9、議案第46号 令和7年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の19をお願いします。

議案第46号 令和7年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和7年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

令和7年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約。

令和7年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的。

令和7年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

2億3,443万2,000円。

4、契約の相手方。

東京都八丈島八丈町三根181番地15、赤間建設株式会社、代表取締役、長戸路 博。

5の支出科目については省略いたします。

こちらは、工期については令和8年3月25日となります。

内容については、産業観光課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） それでは、次のページをお願いします。

こちらの工事に関しましては、令和7年から12年度にかけての実施予定となります。これは昨年の不調になった案件でございます。

工事内容としては、底樋管推進工となります。真ん中に都道がありまして、都道より図面の下がこちらが銚子の口のため池となっております。そこから、都道の下をくぐらせて、この都道の上部のほうに堤ガ沢ため池というのがあるんですけれども、そちらに向かって直径1,200ミリのダクトイル鋳鉄管、こちらを設置いたします。施工延長は29.3メートルとなります。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第46号 令和7年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約は原案どおり可決いたしました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第10、議案第47号 担い手育成研修センター作業棟（管理エリア）建設工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の20をお願いいたします。

議案第47号 担い手育成研修センター作業棟（管理エリア）建設工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和7年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

担い手育成研修センター作業棟（管理エリア）建設工事請負契約。

担い手育成研修センター作業棟（管理エリア）建設工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的。

担い手育成研修センター作業棟（管理エリア）建設工事。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

1億4,795万円。

4、契約の相手方。

東京都八丈島八丈町大賀郷6196番地11、沖重建設株式会社、代表取締役、沖山重彦。

5の支出科目については省略いたします。

こちらは、工期につきましては令和8年3月24日となります。

内容については、産業観光課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） それでは、次のページをお願いします。

こちらの工事に関しましては、今ある研修センターの作業棟を7年、8年と2か年計画で予定しております。今年度は、その作業棟の管理エリアの建設工事となります。

工事の内容としては、面積が123.71平米、これは約38坪なのですが、こちらの鉄筋造りの平家建てで、この中に車庫、農具置場、薬品庫、給湯室、会議室などを整備する予定でございます。令和8年度に作業エリアの建設を行い、この作業棟全体の工事が一応完了予定となりますので、説明は以上となります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第47号 担い手育成研修センター作業棟（管理エリア）建設工事請負契約は原案どおり可決いたしました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第11、報告第5号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） データ番号21をお願いいたします。

報告第5号 専決処分事項の報告について。

令和7年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、八丈町立学校生徒の負傷事故における八丈町と相手方との損害賠償の額の決定及び和解の成立について、別紙のとおり報告します。

2ページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年5月22日、八丈町長、山下奉也。

3ページをご覧ください。

八丈町立学校生徒の負傷事故における損害賠償の額の決定及び和解について。

八丈町は、八丈町立大賀郷中学校生徒の負傷事故に対し、相手方と下記のとおり損害賠償の額を定め、和解した。

相手方は、大賀郷の在住の方になります。

和解の期日は、令和7年5月22日です。

3の内容ですが、令和5年9月13日12時10分頃、大賀郷中学校体育館において、体育の授業中、記録会に向けて走り高跳びの練習をしていたところ、着地時にマットから床へ落下し左手をついたところ左腕が痛くなった事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害が生じたため、金6万3,450円の支払いをするというものです。

町のほうで加入している日本スポーツ振興センターの保険、こちらは診療報酬のところが補償になるんですが、それ以外の金額というので、島外の医療機関に受診した金額を賠償す

るものです。

また、これは完治となっていないので、引き続き医師の完治という診断が出るまでは丁寧に対応してまいりたいと思います。こちらは7年度分の損害賠償の額となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ありますか。

5番、どうぞ。

○5番（山下則子君） 骨折ではなかったわけですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちらは左上腕骨の骨折になります。文章のほうに痛くなったという事故と書いてあるのは、学校からの事故報告書の第1報のところをそのまま記してありますので、診断としては左上腕骨の骨折になります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第11、報告第5号 専決処分事項の報告についてを終了いたします。

ただいまより本会議の進行を副議長と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

皆さん、着席のままお願いいたします。

（午前10時01分）

○副議長（浅沼憲春君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時02分）

○副議長（浅沼憲春君） 審議に入る前に、日程第12の案件については、地方自治法第117条の規定により、当該者であります12番、山本忠志君の退席を求めます。

（12番 山本忠志君 退席）

◎発議第7号の上程、説明、採決

○副議長（浅沼憲春君） では、日程第12、発議第7号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦についてを上程いたします。

提出者、3番、奥山幸子君、ご登壇願います。

（3番 奥山幸子君 登壇）

○3番（奥山幸子君） 発議第7号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦について。

上記議案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙において、下記の者を候補者に推薦する。
記。

八丈町議会議員、山本忠志。

説明。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者を推薦するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、この案を提出します。

令和7年6月10日、提出者、八丈町議会議員、真田幸久。同浅沼隆章。同奥山幸子。同浅沼清孝。同山下則子。同金川孝幸。同沖山 昇。同岩崎由美。同浅沼碧海。同山下 巧。同浅沼憲春。

以上です。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

本件については、全員が提出者となっておりますので採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第12、発議第7号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦については原案どおり可決いたしました。
12番、山本忠志君の復席を求めます。

（12番 山本忠志君 復席）

○副議長（浅沼憲春君） 日程第12の審議が終了いたしましたので、議長の進行に戻ります。
交代のため、皆様ご着席のまま暫時休憩いたします。

（午前10時06分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前 10 時 06 分)

◎承認第 11 号の上程、承認

○議長（山本忠志君） 続きまして、議員派遣についてお諮りいたします。

日程第13、承認第11号の議員派遣承認について、配付しております議員派遣承認については、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

(午前 10 時 06 分)

○議長（山本忠志君） これより休憩を解いて再開いたします。

(午前 10 時 11 分)

○議長（山本忠志君） 日程第13、承認第11号 東京都道路整備事業推進大会については、議員を派遣しないということでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり不承認といたします。

◎総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第14、総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、総務文教委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと思いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第14、総務文教委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第15、経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、経済企業委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動で

きるものといいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第15、経済企業委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長(山本忠志君) 続いて、日程第16、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものといいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第16、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長(山本忠志君) 続いて、日程第17、議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、議会改革特別委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものといいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第17、議会改革特別委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(山本忠志君) 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、令和7年第二回八丈町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

以上で閉会といたします。

(午前 1 0 時 1 4 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年6月11日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 岩 崎 由 美

署 名 議 員 浅 沼 碧 海